

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設置許可)

No.	種別	発電所	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
1	設置許可	高浜	①	1.2	SFP未臨界性評価手法の変更	2019.6.14	-	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請については、設置許可基準規則第54条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等)における使用済燃料ピット内の中性子吸収体を追加で用いない領域管理運用に係る変更申請である。</li> <li>・大山生竹テフラ噴出規模見直しへの対応に係る申請においては、当該適合条文に関する内容は含まれない。</li> <li>・以上より、大山生竹テフラ噴出規模見直しへの対応に係る申請の許可処分による影響は無い。</li> </ul>	有	許可番号の反映など「行政文書としての整合を図る」ものは、当該処分の上で必要となる時期までに対応する。	補正	評価、審査への影響はなく、当該申請は大山生竹テフラ噴出規模見直しへの対応の許可処分よりも後の許可見込みであり、許可番号の反映を今後実施する補正のタイミングで行う。

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
1	設工認	③	M3	新規規制基準適合に係る申請	2015.11.26	2016.10.26	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請が含まれているため影響あり。</li> </ul>	要検討	<p>【使用前確認】</p> <p>既認可に従って検査を進めている使用前検査※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、DNP設工認にて実施することとしたい。</p> <p>※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期に影響を及ぼす。</p>	要検討	—
2	設工認	③	M3	柏崎刈羽67号の審査知見反映	2019.3.8	2019.6.21	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年10月に柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見について、追加の規則要求として実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。</li> <li>今回の工事の計画においては、上記技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
3	設工認	③	M3	地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能評価	2019.2.19	2019.7.19	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正により、地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持に係る要求が追加され、平成29年9月11日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
4	設工認	③	M3	主変圧器取替工事	2019.2.28	2019.8.26	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他発電用原子炉の附属施設(常用電源設備)のうち主変圧器について、巻線の絶縁性能が経年劣化の傾向にあるため、予防保全対策として主変圧器一式の取替えを行うこととし、要目表他の記載内容を変更する。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
5	設工認	③	M3	有毒ガス防護対策	2020.1.30	2020.3.23	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
6	設工認	③	M3	三重同軸型電気ペネトレーション取替工事	2020.7.22	2021.2.1	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な安全性向上を目的として、原子炉格納施設(原子炉格納容器)の電気配線貫通部のうち格納容器内高レンジエリアモニタ及び炉外核計装のケーブルが貫通する電気配線貫通部について、キャニスター型からモジュラー型に取替えを行うこととし、要目表他の記載内容を変更する。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項※の適合方針に関する申請ではない。</li> <li>※:火山灰に係る事項に限る</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
7	設工認	②	M3	所内常設直流電源設備(3系統目)設置	(2021.4予定)	(2021.7予定)	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する申請である。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項※の適合方針に関する申請ではなく、評価上の影響はないものの、竜巻に対する位置的分散に係る方針を追加しているため、「2.3外部からの衝撃による損傷の防止」に係る基本設計方針を見直しており、それに伴い火山灰層厚に係る記載があるため、審査上の影響がある。</li> <li>※:火山灰に係る事項に限る</li> </ul>	要検討	<p>【設工認】 当該施設は建屋内に設置されるため火山灰の影響を受けないものの、本設工認の基本設計方針は既許可の火山灰層厚を前提とした記載になっており、対応期限までは既許可の火山灰層厚を前提として適合性を判断頂き、必要な工事を継続し、施設の早期運用開始を目指したい。 なお、層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。</p> <p>【使用前確認】 既認可に従って検査を進める使用前検査(確認)※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期に影響を及ぼす。</p>	要検討	—
8	設工認	②	M3	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	(2021.4予定)	(2021.6予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる申請である。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	<p>DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用される設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。</p>	申請	—
9	設工認	②	M3	濃縮液配管取替工事他	(2021.6予定)	(2021.7予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の運転に伴い発生する廃液蒸発装置の濃縮液をアスファルト固化設備等にて処理を行っている。その移送用の主配管において、塩化物イオンCl<sup>-</sup>による応力腐食割れ(以下、「Cl-SCC」という。)が懸念され、本設計及び工事の計画において、予防保全の観点から、Cl-SCC対策を実施するものである。その対策として、移送用の主配管をSUS304材からSUS316L材へ取り替える。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	<p>DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用される設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。</p>	申請	—
10	設工認	①	M3	特定重大事故等対処施設の設置	2020.7.10	2021.4.6	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項への適合において、DNP層厚が変更となるとともに、それに伴って建屋の強度評価が変更となることから、評価・審査への影響がある。</li> </ul>	要検討	<p>【設工認】 層厚変更への対応は、変認手続きを実施することとしたい。</p> <p>【使用前確認】 既認可に従って検査を進める使用前検査(確認)※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、特重設工認の変認にて実施することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期(特重施設運用開始)に影響を及ぼす。</p>	要検討	DNP対応期限まで (ただし、特重施設の運用開始時期の方がDNP対応期限よりも遅い場合は特重施設の運用開始時期まで)

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
11	設工認	②	M3	格納容器サンプ水位伝送器修繕工事	(2021.11予定)	(届出)	無	・設備の機能維持を図るため、保守性向上の観点から、格納容器サンプ水位上昇率測定装置の検出器を差圧式水位検出器に取り替える申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
12	設工認	②	M3	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(国産A型・B型55GWd/t/ウラン燃料)	2021.10(予定)	2022.3(予定)	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
13	設工認	③	T1.2	新規規制基準適合に係る申請	2015.7.3	2016.6.10	有	・平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請が含まれているため影響あり。	要検討	【使用前確認】 既認可に従って検査を進めている使用前検査※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、DNP設工認にて実施することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期に影響を及ぼす。	要検討	—
14	設工認	③	T3.4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(MOX燃料)	2020.4.1	2020.12.9	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
15	設工認	③	T3.4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(海外ウラン燃料)	2020.4.30	2020.12.9	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
16	設工認	③	T1,2	所内常設直流電源設備(3系統目)設置	2020.7.17	2020.11.13	有	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項※の適合方針に関する申請ではなく、評価上の影響はないものの、竜巻に対する位置的分散に係る方針を追加しているため、「2.3外部からの衝撃による損傷の防止」に係る基本設計方針を見直しており、それに伴い火山灰層厚に係る記載があるため、審査上の影響がある。 ※:火山灰に係る事項に限る	要検討	【設工認】 層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。  【使用前確認】 既認可に従って検査を進める使用前検査(確認)※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期に影響を及ぼす。	要検討	—
17	設工認	③	T1,3	使用済樹脂処理対策に係る使用済樹脂移送容器他の導入の工認申請	2020.7.22	2021.2.8	無	・高浜発電所第3号機及び第4号機において、原子炉の運転に伴い発生する放射性固体廃棄物のうち脱塩塔使用済樹脂を使用済樹脂貯蔵タンクで貯蔵することとしている。今後も運転を継続することから、使用済樹脂が発生することとなる。高浜発電所第1号機及び第2号機で使用している廃樹脂処理装置及び廃樹脂貯蔵タンク他の共用化等を行い、使用済樹脂を廃樹脂処理装置にて処理、廃樹脂貯蔵タンクへの受入れを実施する申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
18	設工認	③	T4	蒸気発生器細管補修工事(#23回定検)	2021.1.25	(届出)	無	・蒸気発生器伝熱管の渦流探傷試験の結果、有意な信号指示が認められた場合に、蒸気発生器の伝熱管に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項※の適合方針に関する申請ではない。 ※:火山灰に係る事項に限る。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて届出しているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
19	設工認	②	T3,4	火災感知設備増設工事	(2021.6予定)	(2021.11予定)	無	・平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部の改正に伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項※の適合方針に関する申請ではない。 ※:火山灰に係る事項に限る。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内の工事または、降下火砕物に対する評価対象施設とならないクラス3に属する施設の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
20	設工認	③	T1,2,3,4	地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能評価	2019.7.31	2019.8.19	無	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部が改正され、平成29年9月11日付けで施行されたことに伴い、地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持に係る要求が追加されたことから、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
21	設工認	③	T1,2,3,4	原子力災害制圧道路整備	2019.11.15	2020.1.24	無	・原子力災害制圧道路等の整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更することにより、周辺監視区域の外における実効線量の変更を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
22	設工認	③	T1,2	SA高度化(送水車燃料変更)	2019.10.3	2020.2.19	無	・高浜発電所第3号機及び第4号機において安全性向上の観点から、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備や原子炉注水設備等の消防ポンプを送水車に変更することを踏まえ、高浜発電所第1号機の送水車(予備1)について、1・2号機共用から1・2・3・4号機共用に見直すこと等の申請である。 ・技術基準規則第54条第1項について、火山事象とSAが重畳しないことを踏まえ、保管時の送水車に対する降下火砕物の影響を評価する必要があるが、降下火砕物については除灰する運用としており、今回のDNP設工認による層厚変更の影響を受けないため、評価、審査への影響はない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
23	設工認	③	T1,2	特定重大事故等対処施設の設置	2018.3.8	2020.2.20	有	・平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項への適合において、DNP層厚が変更となることともに、それに伴って建屋の強度評価が変更となることから、評価・審査への影響がある。	要検討	【設工認】 層厚変更への対応は、変認手続きを実施することとしたい。 【使用前確認】 既認可に従って検査を進めている使用前確認※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、特重設工認の変認にて実施することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期(特重施設運用開始)に影響を及ぼす。	要検討	DNP対応期限まで (ただし、特重施設の運用開始時期の方がDNP対応期限よりも遅い場合は特重施設の運用開始時期まで)
24	設工認	③	T1,2	有毒ガス防護対策	2020.1.30	2020.3.30	無	・平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
25	設工認	③	T3	蒸気発生器細管補修工事(#24回定検)	2020.9.7	(届出)	無	・蒸気発生器伝熱管の渦流探傷試験の結果、外面からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた蒸気発生器の伝熱管2本に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。 ※:火山灰に係る事項に限る。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて届出しているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
26	設工認	③	T1,2	柏崎刈羽67号の審査知見反映	2019.3.8	2019.6.21	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年10月に柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見について、追加の規則要求として実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正された。</li> <li>今回の工事の計画においては、上記技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
27	設工認	②	T1,2	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	(2021.4予定)	(2021.9予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる申請である。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
28	設工認	②	T1,2	SFP未臨界性評価手法の変更	(2021.9予定)	(2021.11予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい時における未臨界性評価条件について、新たに取得した試験データ等の知見や、事故時対応として整備する注水・放水手順を踏まえ精緻化し、臨界を防止できることを確認した燃料配置管理への変更を行うこととし、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
29	設工認	②	T3	B低温側低圧注入配管他取替工事	(2021.6予定)	(届出)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、BWRプラントの再循環配管等において、製作時の機械加工によって形成された硬化層に起因する応力腐食割れが発生している。PWRプラントは、低溶存酸素で1次系水質管理を行っており、BWRと同様の応力腐食割れが発生する可能性はないが、PWRの1次系配管においても、製作時の強加工により形成された硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、これら強加工曲げ管を、硬化層が形成されない曲げ管等に取り替えることにより1次系配管の信頼性確保に万全を期す。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> <li>※:火山灰に係る事項に限る。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
30	設工認	②	T1,2	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請 (国産A型・B型55GWd/tウラン燃料)	2021.10(予定)	2022.3(予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。</li> <li>技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—



大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
31	設工認	②	T3.4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請 (国産A型・B型48GWd/tウラン燃料)	2021.10(予定)	2022.3(予定)	無	・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付で施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
32	設工認	③	O3.4	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	2019.11.29	2020.7.15	無	・高エネルギーのアーク放電による非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	無	当該申請については、従前の火山事象の条件にて認可処分されているが、左記のとおりDNP対応に係る申請許可処分による影響は無いことから、事務的な申請手続きは発生しない。	—	—
33	設工認	①	O3.4	火災感知設備増設工事	2020.6.26	(2021.5予定)	無	・平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部の改正に伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等を行う申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。 ※:火山灰に係る事項に限る。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、DNP対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内の工事または、降下火砕物に対する評価対象施設とならないクラス3に属する施設の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	補正	DNP対応の許可処分後、速やかに実施する。
34	設工認	①	O3	加圧器スプレイライン他配管修繕工事	2020.10.20	(2021.4予定)	無	・大飯発電所第3号機の第18回定期事業者検査として実施した超音波探傷検査において、加圧器スプレイラインの1次冷却材管台と加圧器スプレイ配管の溶接部付近に有意な指示が認められ、加工硬化に起因する応力腐食割れと推定されることから、長期信頼性確保の観点から予防保全として当該箇所を取替えを行う。 なお、PWRの1次系高温環境下において、機械加工により形成された表層(シンニング部)の硬化層により応力腐食割れが発生する可能性があることから、加工硬化の低減を図る加工方法またはバフ研磨による表層の引張残留応力の改善を図る手法を用いる。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書について、DNP対応に係る申請許可処分後、速やかに補正申請する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	補正	DNP対応の許可処分後、速やかに実施する。
35	設工認	②	O3.4	所内常設直流電源設備(3系統目)設置	(2021.4予定)	(2021.7予定)	有	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する申請である。 ・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではなく、評価上の影響はないものの、竜巻に対する位置的分散に係る方針を追加しているため、「2.3外部からの衝撃による損傷の防止」に係る基本設計方針を見直しており、それに伴い火山灰層厚に係る記載があるため、審査上の影響がある。 ※:火山灰に係る事項に限る	要検討	【設工認】 当該施設は建屋内に設置されるため火山灰の影響を受けないものの、本設工認の基本設計方針は既許可の火山灰層厚を前提とした記載になっており、対応期限までは既許可の火山灰層厚を前提として適合性を判断頂き、必要な工事を継続し、施設の早期運用開始を目指したい。 なお、層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。  【使用前確認】 既認可に従って検査を進める使用前検査(確認)※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、当該施設が設置される建屋の設工認にて対応することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期に影響を及ぼす。	要検討	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(設計及び工事計画)

No.	種別	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
36	設工認	②	O3.4	化学体積制御設備配管改造工事	(2021.5予定)	(2021.8予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯発電所第3号機の化学体積制御設備主配管は、平成24年3月1日付け平成24・02・13 原第4号にて認可された工事計画書において、改造を計画している。(4号版:大飯発電所第4号機の化学体積制御設備主配管は、平成25年4月10日付け20130125 商第1号、原管P取第130125001号にて認可された工事計画書において、改造を計画している。)</li> <li>・化学体積制御設備主配管は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)の要求を受け、新たに追加・変更された要求事項に対する適合性を示す必要があることから、同工事計画を変更する。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
37	設工認	②	O4	加圧器スプレイライン他配管修繕工事	(2021.5予定)	(2021.8予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内BWRプラントの原子炉冷却系統施設配管において、配管加工時に生じる硬化層を起因とした応力腐食割れが発生している。PWRプラントにおいてはBWRプラントと比較して1次冷却材の酸素濃度を低く管理していることから、大飯4号機では、現在までのところBWRプラントと同様の応力腐食割れによる損傷は発生していないが、大飯4号機の原子炉冷却系統施設配管においても、製造過程で曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、これらについて予防保全の観点から、硬化層が形成されない曲げ管等へ取替えることにより、1次系配管の信頼性確保に万全を期す。また、配管取替えに併せて、強度上の応力緩和の観点からT継手の取替え及びレジャーの追設並びに施工性の観点から逆止弁の取替えを行う。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—
38	設工認	①	O34	特定重大事故等対処施設の設置	第1回 2020.3.6 第2回 2020.8.26	第1回 2020.12.22 第2回 (未定)	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う申請である。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項への適合において、DNP層厚が変更となるとともに、それに伴って建屋の強度評価が変更となることから、評価・審査への影響がある。</li> </ul>	要検討	<p>【設工認】 特重設工認は、既許可の火山灰層厚を前提に評価しており、対応期限までは、既許可の火山灰層厚を前提として適合性を判断頂き、必要な工事を継続し、特重施設の早期運用開始を目指したい。 なお、層厚変更への対応は、認可後に変認手続きを実施することとしたい。</p> <p>【使用前確認】 既認可に従って検査を進めている使用前確認※は、対応期限までは、既認可及び既許可の火山灰層厚を前提として技術基準適合を判断頂き、層厚変更への対応は、特重設工認の変認にて実施することとしたい。 ※ 工事完了に向けた検査を進めており、使用前確認を頂けない場合、工事完了時期(特重施設運用開始)に影響を及ぼす。</p>	要検討	DNP対応期限まで (ただし、特重施設の運用開始時期の方がDNP対応期限よりも遅い場合は特重施設の運用開始時期まで)
39	設工認	②	O3.4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請 (国産A型・B型55GWd/tウラン燃料)	2021.10(予定)	2022.3(予定)	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等が改正され、令和2年4月1日付けで施行されたことに伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等をする申請である。</li> <li>・技術基準規則第7条第1項の外部からの衝撃による損傷の防止、及び第54条第1項の適合方針に関する申請ではない。</li> </ul>	有	DNP対応に係る申請内容と関連する記載がなく、手続き上の影響を受けないが、必要に応じて影響を受けないことを明確化するため、許可整合の説明書にその旨明記する。 また、本申請は降下火砕物の堆積のない建屋内で使用する設備の工事に係るものであり、設置許可申請書により許可された大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応については、本資料に示す整合性に影響しない。	申請	—

凡例(設計及び工事計画)

分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件 (使用前未実施のもの)	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
①③ (②はない。)	有	件名毎に事情が異なる。 (再稼働工認、特重、所内常設直流電源)	要検討	件名毎に事情が異なる。 (再稼働工認、特重、所内常設直流電源)	要検討	特重のみ記載
③	無	7条、54条と無関係	無	認可済みのため、手続きが発生しない。	—	—
①②	無	7条、54条と無関係	有	許可整合にDNPIに対して影響がないことを記載する手続きを行う。 影響なしとした理由を記載。	①:補正 ②:申請	①申請中:DNP対応の許可処分後、速やかに実施する。 ②申請予定:「-」
③	無	7条か54条に關係する条文ではあるが、火山とは無関係	無	認可済みのため、手続きが発生しない。	—	—
①②	無	7条か54条に關係する条文ではあるが、火山とは無関係	有	許可整合にDNPIに対して影響がないことを記載する手続きを行う。 影響なしとした理由を記載。	①:補正 ②:申請	①申請中:DNP対応の許可処分後、速やかに実施する。 ②申請予定:「-」
③	無	7条か57条に關係し、火山とも關係性があるが層厚変更による影響がない。 (建屋外に設置しているが、除灰運用は変わらないため)	無	認可済みのため、手続きが発生しない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(保安規定)

No.	種別	発電所	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
1	保安規定	美浜	②	1、2、3	組織改正に伴う変更	(2021.4予定)	(2021.6予定)	無	・組織改正に伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
2	保安規定	美浜	②	3	1/4炉心出力偏差LCO見直し	(2021.4予定)	(2021.7予定)	無	・1/4炉心出力偏差LCO見直しに伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
3	保安規定	美浜	②	1、2	廃止措置計画第2段階申請に伴う変更	(2021.6予定)	(2022.3予定)	無	・廃止措置計画第2段階申請に伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
4	保安規定	美浜	②	3	特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更	未定	—	有	・特定重大事故等対処施設の設置(蓄電池(3系統目)の設置、特重施設要員の有毒ガス防護を含む)に伴う運用の変更等を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係し、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更であることから、評価、審査への影響がある。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関係するが、美浜3号機は現行保安規定に定める措置により、降下火砕物の最大層厚の変更後においても発電用原子炉施設の保全のために必要な活動を行うことが可能であることから、許可処分による手続き上の影響はない。	—	—
5	保安規定	高浜	②	1、2、3、4	組織改正に伴う変更	(2021.4予定)	(2021.6予定)	無	・組織改正に伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
6	保安規定	高浜	②	1、2、3、4	1/4炉心出力偏差LCO見直し	(2021.4予定)	(2021.7予定)	無	・1/4炉心出力偏差LCO見直しに伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
7	保安規定	高浜	②	1、2	特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更	未定	—	有	・特定重大事故等対処施設の設置(蓄電池(3系統目)の設置、特重施設要員の有毒ガス防護を含む)に伴う運用の変更等を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係し、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更であることから、評価、審査への影響がある。	要検討	特重保安規定は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関係し、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象と認識しており、特重の早期運用開始に向けて、対応期限までは、既許可の火山灰層厚を前提として、適合性を判断いただきたい。	要検討	—
8	保安規定	高浜	②	3、4	SFP未臨界性評価手法の変更	(2021.9予定)	(2021.11予定)	無	・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい時における未臨界性評価条件を担保するための運用管理に関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
9	保安規定	大飯	①	3	高経年化技術評価の実施及び長期施設管理方針の策定	2020.12.2	(2021.12まで)	無	・3号炉の長期施設管理方針を追加することに伴い、関連する保安規定条文の変更及び高経年化技術評価を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—

大山生竹テフラ噴出規模見直しの設置変更許可処分に伴う他の申請案件への影響(保安規定)

No.	種別	発電所	分類 ①:現在申請中の許認可案件 ②:今後申請予定の許認可案件 ③:許可、認可済の許認可案件	号機	案件名	申請日	許可(認可)日	評価、審査への影響有無	評価、審査への影響有無の説明	手続き上の影響有無	手続き上の影響有無の説明 (影響有りの場合は補正・申請の方法)	必要な手続き	対応に必要な期間
10	保安規定	大飯	②	4	高経年化技術評価の実施及び長期施設管理方針の策定	(2021.11予定)	(2023.2まで)	無	・4号炉の長期施設管理方針を追加することに伴い、関連する保安規定条文の変更及び高経年化技術評価を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
11	保安規定	大飯	②	1、2、3、4	組織改正に伴う変更	(2021.4予定)	(2021.6予定)	無	・組織改正に伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
12	保安規定	大飯	②	3、4	1/4炉心出力偏差LCO見直し	(2021.4予定)	(2021.7予定)	無	・1/4炉心出力偏差LCO見直しに伴い、関連する保安規定条文の変更を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係せず、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更ではないため、影響はない。	無	大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関連する記載がなく、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象外と考えるため、手続き上の影響はない。	—	—
13	保安規定	大飯	②	3、4	特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更	未定	—	有	・特定重大事故等対処施設の設置(蓄電池(3系統目)の設置、特重施設要員の有毒ガス防護を含む)に伴う運用の変更等を実施するものである。 ・上記変更は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る変更箇所(添付2の火山影響)と関係し、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る変更であることから、評価、審査への影響がある。	要検討	特重保安規定は、大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しへの対応に係る申請内容と関係し、実用炉規則第92条第1項第16号(火山に係るもの)に係る審査対象と認識しており、特重の早期運用開始に向けて、対応期限までは、既許可の火山灰層厚を前提として、適合性を判断いただきたい。	要検討	—